研究成果報告書 科学研究費助成事業

平成 30 年 6 月 2 1 日現在

機関番号: 32665

研究種目: 基盤研究(C)(一般)

研究期間: 2014~2017

課題番号: 26370395

研究課題名(和文)現代ドイツ文化における戦後意識の継承と変容

研究課題名(英文)Continuity and Transformation of Postwar Consciousness in Contemporary German

Culture

研究代表者

初見 基(HATSUMI, Motoi)

日本大学・文理学部・教授

研究者番号:90198771

交付決定額(研究期間全体):(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文):戦後ドイツにおける 戦後意識 の変化を,本研究期間内にあっては,ナチ時代の過去がどのように扱われてきたかに焦点を当てた考察のかたちで進めた。とりわけ,主として1945-49年のあいだにさまざまな議論となった,ナチ時代の犯罪に対するドイツ人全体になんらかのかたちで罪ないし責任を問う,集団の罪 をめぐって研究成果を挙げた。 具体的には,占領軍政策の背後にいかに 集団の罪 という考え方があったかの諸例,またドイツ敗戦直後にドイツ内外でこれをめぐってあった議論の整理,そしてその後の 想起文化 につながる要因がすでにそこに胚胎していたことの指摘。などを論文のかたたで公表した。

していたことの指摘,などを論文のかたちで公表した。

研究成果の概要(英文): Within this research period, I focused on how the past of the Nazi era in the postwar Germany was treated, and studied about the change in German postwar consciousness. Whether it is possible to ask the whole Germans about guilt or responsibility for the crime of the Nazi era in some form was controversial during the period 1945-49. This research treated these various aspects of <collective guilt>-thesis. Specifically, examples of the idea of <collective guilt> behind the occupation military policy, the arrangement of discussions inside and outside Germany immediately after the defeat of Germany, and a connection between the contemporary memory-culture and the debate of <collective guilt>, are analysed and published in the form of a paper.

研究分野:ドイツ文学

キーワード:集団の罪 戦後ドイツ

1.研究開始当初の背景

ナチ・ドイツ時代に繰り広げられた,人類 史上でも随一と呼びうるさまざまな野る行 為を経た後である,第二次大戦後におけるドイツ文化は,この事実を無視したままではも はや語りえなくなった。とりわけ 1970 年代 以降になると,どのような文化領域であろ自 とも、ドイツ側の「加害の罪」への強いて ともなわないわけにはゆかなくなった をともなわないわけにはゆかなくなった をともなわないわけにはゆかなくなった もしてこれとならんで,「世界の冷戦 造」という現実にも規定され,戦後ドイツ 化は社会意識ないし政治意識と緊密に結面 において独特の発展を遂げてきた。

こうした事情を考察するべく戦後ドイツ文化研究は,文学研究をはじめとして,従来どちらかと言えば考察者と対象の「同時代性」に依拠してきた傾向が強かった。それに対して本研究は,すでに戦後 70 年を経過しあらたに,より俯瞰的・客観的な観点を取りうるようになった状況を踏まえ,こうした転換を採り入れてゆく方向性をまずは前提とした

そのうえで,再統一までの時期にあっては 旧西ドイツ,その後の統一ドイツにおける文 化状況を中心に据えて,上記のような戦後意 識が現在のドイツ文化のなかでどのように 継続・変容されているかを,その正負両面に わたって検討・分析する,というのが当初の 構想になる。その際に,文化と社会との相互 作用・相互連関に重点を置いた考察が念頭に 置かれた。

こうした本研究の問題意識の根底には,ドイツの場合と対比的に日本における戦後意識のあり方とその変化を位置づけようという関心がある。

2.研究の目的

昨今の日本のジャーナリズムなどにおいて,戦後ドイツにあってはナチ時代の過去は真摯に反省されている,との評価が高い。そのこと自体はけっして誤りと呼べないものの,ただその際には,一筋縄の道のりでここに到ったわけではない,複雑な要因があった点を看過してもならない。

この複雑性を,戦後の諸言説を詳細に分析することを通じて分節化・明確化してゆくことが,ごく簡単に述べた場合の本研究の目的になる。

より具体的に述べれば次のようになる。

戦後ドイツを通して見た場合,ナチ時代の「罪」の問題は,1950 年代の「アデナウアー時代」にあっては,一般に沈黙ないしは拒絶という反応が主であり,社会において決して積極的に語られたわけではない。ただそれに対して,少数の文学者や社会哲学者たちの営みは,「自らの巣を汚す者(「獅子身中の虫」のドイツ語表現)との非難を受けながらも,一定の役割を果たした。第一にこの段階における戦後文学・戦後思想をどう位置づけるか

が課題となる。

そして 1950 年代終盤より,より明瞭には 1960 年代に入ると,当初は「克服されざる 過去」という言い回しが学界・ジャーナリズムなどで使われるようになり,後には「過去の克服」という定型化がより広範に定着する。「過去の克服」という語をどのように理解するかの幅は多岐にわたるものの,少なくとも,「ナチ時代の過去」が無視できないかたちで現前しているという認識は共有されたと言える。これがどのような言説によって展開されたか,これを確認する作業が第二段階となる。

そして、1980 年代半ば以降,より顕著には 2000 年代に入ると、社会構成員の世代交代という現実もともない,もはや自ら直接を験したわけではない「過去」が問われるようになった。そしてそれに対しては、「社会主の過去」を維持しては、社会主の過去」を維持し出されるような、おしろ 1945 年以降の文化のの帰結としても捉えられる。これを思想史的・言説史的に捉え返す作業,これが第三段階となる。

3. 研究の方法

本研究が分析対象とするのは,文学作品,知識人,ジャーナリストらの発言・諸論争,そして文学にとどまらない文化事象,と大きく3つに分類される。このうち本研究の期間内においては,文学作品および諸論争に優先的な重点が置かれた。そして諸テクストに対して実施された言説分析をもとに,それをその都度暫定的ながらも理論的な水準に抽象化するよう試みられた。

研究遂行は,第一に,関連資料の収集・整理,第二に,資料の読解・検討,そして理論化,第三に,それを暫定的研究成果の公開を通じて研究者共同体のなかで練り上げてゆく,この三点より成る。

4.研究成果

4-1. まず,系統的な資料収集は本研究の重要な柱であったため,この現況について記しておく。

2016 年度後半に半年あまりのベルリンにおける在外研究をできたこと,またインターネットを通じて諸資料が入手しやすくなったこともあり,資料収集は予定どおりに進んだ。主たるものは次になる。

- 1)アメリカ合州国を中心とした連合国側における,占領以前の対ドイツ政策に関する資料。
- 2)連合国のドイツ占領後の,「非ナチ化」や「再教育」をめぐる諸資料,さらに「占領軍新聞」に関する資料。とりわけ,アメリカ軍がプロパガンダを目的に作成したパンフレ

ット『KZ』など。

3) 戦後間もなくドイツ側で刊行された諸雑誌 (Die Wandlung, Frankfurter Hefte, Das Neues Abendland など)。

またこれ以外に収集できた,関連二次文献 は膨大な量にのぼる。

4-2. こうした資料収集と併行して,これを分析する作業が進められた。

以下では,「5.主な発表論文等」に記された成果について古いものから順に略述する。

論文「 連帯 の変容―戦後ドイツ政治文 化の一断面—」は,1940年ころ「歴史の概 念について」に端的に表されたヴァルター・ ベンヤミンの歴史構想が,戦後ドイツの歴史 意識,とりわけ 1980 年代半ば以降の「想起 文化」と通底性を持っている、との仮設を裏 づけることを目指した仕事の一部である。直 接には,1946年に刊行された,戦後ドイツ の「罪」についてもっとも整理された議論の ひとつとの評価も受けている,カール・ヤス パースの『罪の問題』を対象として、これを 整理・分析した。この作業からは,ヤスパー スの議論には、「被害者」および「後から生 まれた者」という観点が欠如していることが 明瞭となった。そこでさらに,このふたつの 要因を,ナチ時代の「罪」を考察する際に導 入した場合,どのように論を展開しうるか, これをユルゲン・ハーバーマスの所論に関係 づけつつ,とりわけ「想起」という契機に着 目しつつ、考察した。そしてこのような観点 は,実際にヤスパース以後のドイツでの議論 のなかで徐々にではあるものの採り入れら れていったものでもあった。

論文「衝撃と沈黙― 集団の罪 政策と反 撥―」は,戦後,西ドイツ建国以前の 1945-1949年のあいだに広く議論された「集 団の罪」をめぐる諸相を取り扱う前提として, アメリカ占領軍政策において「集団の罪」を 念頭に置いていると考えられる諸措置を調 べ,またそれに対するドイツ人たちの反応を 広く収集した。米軍は,ドイツの街角に強制収容所の写真などを配してドイツ人総じ,ま問いただすプラカードを立てが大ツ、で強制収容所の惨状区』で強制収容所の惨状区」で強制収容所の惨状を広くドイツ人に知らした強制収容所の呼呼である。これに対してがように指置の背景に,「集団のしたがある。これに対してが表表した。との場合において,そのように指弾されることをでは示し、これが後の言説にとっての前提となることを確認した。

論文「戦後ナチ批判言説のはじまり―「集 団の罪」の追及と反撥」(2018年6月1日時 点で印刷中)では,上記 の論文と同様に, 「集団の罪」をめぐる問題圏を扱っている。 ここでは,ドイツの内外で発せられた作家や 知識人たちの発言を集め、それを考察した。 一方では、「被害者」側の立場にあった国外 亡命者であるフランツ・ヴェルフェルやシグ リ・ウンセットらはきわめて強い調子ですべ てのドイツ人に「罪」がある旨の非難をあげ ている。また,相対的にドイツから距離をも ちえたスイスのカール・バルトやカール・グ スタフ・ユングらも,ドイツ人の「集団の罪」 を認める方向の議論をしていた。これに対し て、ドイツ国内では多くの反発が見られた。 ただ本論文では、「集団の罪」を認めるか認 めないか,という二者択一ではなく,ハン ナ・アーレントが示したようなかたちでの。 「罪」ないし「責任」に対する普遍的な態度 をむしろ積極的に評価する方向での議論を した。これは論文 とも関連して、「想起」 という要因ともつながる点になる。ここでは さらに一歩踏み込んで、「集団の罪」として 否応なく突きつけられた問題が,「法」的お よび「政治」的責任では収まりきらない「道 徳」的責任意識を刺激することになり、これ が後の「過去の克服」, さらには「想起文化」 を支える一要因となったとの仮設が立てら れた。これは今後より精査されるべき課題と なる。

ちなみに、研究成果は、「主な発表論文等」に挙げられている4本の論文、1件の学会発表のほか、研究期間内のものではあるものの、「学術的成果」の範疇ではないと判断しここには挙げていない総説1件 書評8件がある。それらにおいても、本研究で得られた成果がその根底でおおいに活かされている点を付記しておく。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者に は下線)

〔雑誌論文〕(計4件)

<u>初見基</u>,戦後ナチ批判言説のはじまり—「集団の罪」の追及と反撥,断絶のコミュニケーション,査読無,2018 刊行予定,頁未定

<u>初見基</u>,衝撃と沈黙— 集団の罪 政策と 反撥—,リュンコイス,査読有,51,2018, 141-168

 $_{}$ 初見基 , 連帯 の変容—戦後ドイツ政治 文化の一断面— , ドイツ文学論集 , 査読無 , 37 , 2016 , 47-66

初見基,ベルリンの 近代,西洋近代の都市と芸術5 ベルリン 砂上のメトロポール,査読無,2015,92-118

〔学会発表〕(計1件)

初見基,ナチズム克服の言説とその変容,シンポジウム:田中克彦,初見基,大宮勘一郎,高田博行「戦後ドイツにおけるナチズム的言説の克服と復活」2018年5月27日,日本独文学会春季研究発表会

[図書](計件)

〔産業財産権〕

○出願状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

出願年月日: 国内外の別:

○取得状況(計0件)

名称: 発明者: 権利者: 種類: 番号:

取得年月日: 国内外の別:

〔その他〕 ホームページ等

- 6. 研究組織
- (1)研究代表者

初見 基 (HATSUMI, Motoi) 日本大学・文理学部・教授

研究者番号:90198771

- (2)研究分担者 なし
- (3)連携研究者 なし
- (4)研究協力者 なし